

別表2

特別養護老人ホーム ふれあいの泉(指定介護老人福祉施設)  
施設サービス利用料金表

介護保険適用サービス

①基本サービス/介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
ユニット型介護老人福祉施設サービス費(I)	680 円/日	751 円/日	829 円/日	901 円/日	972 円/日

	加算サービス名称	負担額/日	サービス内容(算定要件)
② 全 て の 入 居 者 に 加 算	日常生活継続支援加算	46 単位/日	入居者の総数のうち、要介護4・5の入居者が7割以上。
	看護体制加算Ⅰ	4 単位/日	看護師を常時必要数、配置しています。
	サービス提供体制強化加算Ⅰイ	18 単位/日	介護職員のうち、介護福祉士の比率が60%以上。
	夜勤職員配置加算Ⅱ	18 単位/日	夜勤職員を適正に配置していること。
	精神科医師療養指導加算	5 単位/日	精神科を担当する医師による療養指導が、月2回以上行われている。
	栄養ケアマネジメント加算	14 単位/日	管理栄養士を配置し、入所者ごとの栄養ケア計画が作成され、栄養管理を行っている。
③ 等 に 利 用 加 じ 者 算 定 の 個 別 態	初期加算	30 単位/日	入居した日から起算して30日以内の期間算定できる(30日を超える入院後の再入所の際も算定可能)。
	療養食加算	18 単位/日	介護保険法に規定されている療養食を提供した場合。(1食6単位)
	若年認知受入加算	120 単位/日	若年性認知症の方にサービスを提供した場合に加算されます。
	経口移行加算	28 単位/日	医師の指示に基づき、経管から経口摂取への移行計画を作成し、管理栄養士等が栄養管理を行った場合、計画作成日から起算し180日以内の期間に算定できる(これを超える場合でも算定できることもあります)。
	外泊時加算	246 単位/日	外泊、病院等への入院した場合(1か月に6日を限度)。外泊、入院当日および帰園した日は算定できない。
④	処遇改善加算	単位/日	(①+②+③(状態に応じて))×0.083を計算した単位数を加算 2200円～4800円/30日

注:鎌倉市の場合、介護保険法で規定される単位/日に10.68を乗じた額の1割が1日の利用者負担額となります(端数切り上げ)。

介護保険適用外サービス

サービス名称	減額段階	減額要件+資産要件	負担額
食費	第1段階	市町村民税非課税の老年福祉年金受給者、生活保護受給者等	300 円/日
	第2段階	市町村民税非課税かつ年金収入80万円以下	390 円/日
	第3段階	市町村民税非課税かつ第1・2段階以外の方	650 円/日
	第4段階	上記に該当しない方	1,580 円/日

サービス名称	減額段階	減額要件+資産要件	負担額
居住費 (ユニット型)	第1段階	市町村民税非課税の老年福祉年金受給者、生活保護受給者等	820 円/日
	第2段階	市町村民税非課税かつ年金収入80万円以下	820 円/日
	第3段階	市町村民税非課税かつ年金収入 81万円以上266万円以下	1,310 円/日
	第4段階	上記に該当しない方	2,720 円/日

1月あたりご利用料金(30日で算定)

減額段階	減額要件	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	市町村民税非課税の老年福祉年金受給者、生活保護受給者等	56,770 円/月	58,900 円/月	61,240 円/月	63,400 円/月	65,530 円/月
第2段階	市町村民税非課税かつ年金収入80万円以下	59,470 円/月	61,600 円/月	63,940 円/月	66,100 円/月	68,230 円/月
第3段階	市町村民税非課税かつ第1・2段階以外の方	81,970 円/月	84,100 円/月	86,440 円/月	88,600 円/月	90,730 円/月
第4段階	いずれにも該当しない方	154,090 円/月	156,420 円/月	158,950 円/月	161,280 円/月	163,600 円/月
第4段階 2割	年収が1人暮らしで220万円以上、夫婦で346万円以上の方	179,180 円/月	183,830 円/月	188,890 円/月	193,550 円/月	198,200 円/月
第4段階 3割	年収が1人暮らしで340万円以上、夫婦で463万円以上の方	204,270 円/月	211,240 円/月	218,840 円/月	225,820 円/月	232,790 円/月

\*この料金の中には、③個別に加算されるサービス料金及び④処遇改善加算は含まれていません。

\*食費は1食以上提供した場合に日額を計上します。